

(案)

問題作成に関わる司法試験考査委員として遵守すべき事項に関する誓約

平成27年司法試験において、試験の公正性・公平性に対する信頼を根底から損なう漏えい事案が発生したことを踏まえ、司法試験に対する信頼を確保するため、以下の点を遵守することを誓約する。

- 1 裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定するという司法試験の目的を十分理解し、その公正性・公平性を疑わせるような行動をとらないよう厳に留意する。
- 2 任期中、法科大学院における指導には従事しない。
- 3 任期中、受験予備校、受験指導組織、司法試験受験を目的とするグループへの関与は行わない。
- 4 任命から司法試験の実施が終了するまでの間、出題の論点や題材を示唆する行為をしない。
- 5 任命から司法試験の実施が終了するまでの間、当該年の試験を受験しようとする者に対し、これを認識しながら、正規の課程外における指導を行わない。
- 6 任期中及び任期後にわたり、考査委員として問題作成・採点等に従事した司法試験論文式試験について、その解答作成方法を指導したり、作成された解答を採点・添削指導したりすることはしない。
- 7 任期中及び任期後にわたり、考査委員として問題作成・採点等に従事した司法試験の論文式試験に関して言及する場合に、出題の趣旨等公表された情報を超えて、問題作成・採点等に従事した考査委員にしか知り得ない秘密情報が、特別に提供されたのではないかという疑念を抱かせることのないよう厳に留意する。

平成 年 月 日

氏 名